

議会のあり方検討会

平成28年8月4日（木）

午前9時30分

第2委員会室

議 題

1 検討事項について

(1) 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について

(2) 議会基本条例策定に向けての検討について

(3) 各会派からの提案議題について

2 その他

配付資料一覧

【議題1 資料】

- 1 議会のあり方検討会 検討事項スケジュール (案)
- 2 各会派意見一覧
- 3 尾張旭市議会における災害発生時の対応要領 (市民まちづくりネット 資料)
- 4 災害発生時の市議会と災害対策本部との係わりについて
- 5 28年度あり方検討会の検討事項について (つなぐ 資料)

議会のあり方検討会スケジュール (案)

第1回	6月24日(金) 10:30~	・今年度の検討事項を提示 (1) 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について (2) 議会基本条例策定に向けての検討について		
	検討事項	(1) 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について	(2) 議会基本条例策定に向けての検討について	(3) 各会派からの提案議題
第2回	8月4日(木) 9:30~	各会派の意見確認	各会派の意見確認	各会派意見確認
第3回	9月	まとめ	—	未定
第4回	10月中旬		各会派の意見確認・意見交換	〃
第5回	11月中旬		〃	〃
第6回	1月		まとめ	〃
第7回	3月	平成28年度 検討結果の総まとめ		
	備考	検討結果がまとまり次第、検討結果報告書を議長へ提出する		

各会派等意見一覧

- (1) 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について
 (2) 議会基本条例策定に向けての検討について
 (3) 各会派からの提案議題について

項目	フロンティア旭	市民まちづくりネット	公明党尾張旭市議団	つなぐ	日本共産党尾張旭市議団
<p>(1) 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について</p> <p>本部役員の必要性や中学校区割の是非も含め、要領を全体的に見直す点はあるか</p>	<p>校区役員を廃止し、会派でまとめて本部長に報告をする。 災害対策本部に議長がオブザーバーとして参加することに賛成する。</p>	<p>・対応要領全体の流れ、考え方については現在のままで良い。 ・議長が市の災害対策本部に入ること、過去の背景（本要領制定時）を踏まえ、現状通り入ることは望ましくないと考える。 ・市側の見解が（議長が市の災害対策本部に入ってもよいと）当時と変わったことが確認できた場合はこの限りではない。ただし、その場合でもオブザーバー程度の立場が適切。 ・議会本部の構成については、「本部長」「副本部長」以下、現行3中学校校区に分かれているものを1つに纏めて「本部員」とする。 ・これに伴い、要領及び行動マニュアルは関連部分を修正する。（要領に朱記）</p>	<p>本部役員と中学校区割りの必要性は感じない。大規模災害時では地元優先の行動となり得るためその部分は削除し、要領全体については今のところ、見直す必要はない。</p>	<p>マニュアルの再検証を希望する。中学校区別の担当は必要ないと考える。</p>	<p>第3条 4を、次のように変更する。 本部役員は各会派の代表者を充てる。代表者と連絡がつかないなど不測の事態にあつては、臨機応変に対応する。</p>
<p>(2) 議会基本条例策定に向けての検討について</p> <p>尾張旭市議会の基本条例にはどのような項目があるとよいか</p>	<p>項目の検討をすることを含めて、議会のあり方検討会ではなく、議会基本条例特別委員会（仮）を立ち上げて策定していくべき。</p>	<p>・あり方検討会が発足した時より、条例ありきを前提としていない。最終最後に条例として纏めることは必要と考えるが、来年度以降の課題と考える。 ・今年度は、まだ残されている必要な（議長提案の）項目を検討し、来年度の実施に向けて纏めることにした方がよい。 ・具体的には、「政策討論会」の開催について検討、ルール作りをすることを提案する。 →議員一人ひとり、違った考え方や政策を持っており根底には必ず目的がある。全員が持っている想いを互いに認め合いながら議論を重ね、当市の政策に反映していく。</p>	<p>議会基本条例参考項目があります。今後、各項目を必要か否か精査し進めてはどうかと思います。まずは、平成26年度陳情において採択されました、「市議会と市民との対話」を基本に進めてほしい。</p>	<p>前期政新あさひで素案を出してあるので参考にしてほしい。 過去に出た資料や意見なども整理してほしい。</p>	
<p>(3) 各会派からの提案議題について</p>	<p>市議会と市民団体との意見交換会のルール作り並びに試行について</p>	<p>・市民まちづくりネットは、2 議会基本条例についてで回答した「政策討論会」について進めていただきたい。</p>	<p>議題については、議長の一任とします。議会基本条例についての勉強会の開催をお願いいたします。勉強会を通し尾張旭市議会の基本条例策定に向けて前進すると思う。</p>	<p>視察について(別紙参照)</p>	

尾張旭市議会における災害発生時の対応要領

平成25年3月22日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、尾張旭市において地震や風水害（以下「地震等」という。）の災害が発生したときに、尾張旭市議会が尾張旭市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自ら迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(議会本部の設置)

第2条 尾張旭市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、必要に応じ尾張旭市議会内に尾張旭市議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）を設置することができる。

(議会本部)

第3条 議会本部は、本部長、副本部長、~~本部役員~~及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、議会本部の事務を総括し、~~本部役員及び本部員~~を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

~~4 本部役員は、各中学校区に分かれた本部員から互選し、本部長及び副本部長を補佐するとともに、議会本部の事務に従事する。~~

~~5~~ 4 本部員は、本部長、副本部長、~~本部役員~~を除くすべての議員をもって充て、本部長の指揮監督のもと事務に従事する。

(議会本部の任務)

第4条 議会本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部からの災害情報を各議員に提供すること。
- (3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じ国・県等へ要望を行うこと。
- (6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会本部に報告し、連絡体制を確立すること。

- (2) 議会本部より情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じ議会本部へ報告すること。
- (4) 各地域における活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(行動マニュアル)

第6条 議会本部の構成及び地震等の災害の発生初期に対応するため、別に「尾張旭市議会地震等災害発生時の行動マニュアル」(以下「行動マニュアル」という。)を作成する。

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、議会本部へ情報提供を行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

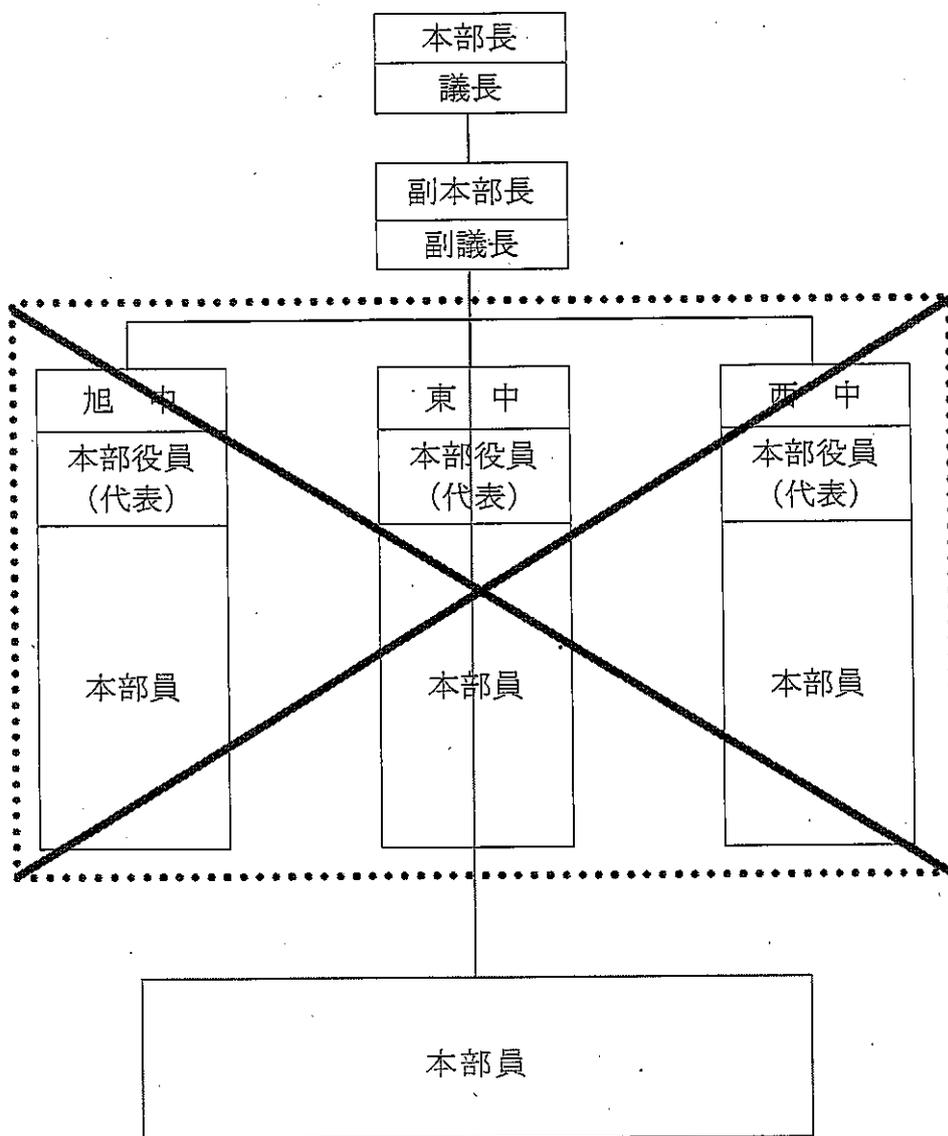
附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

平成28年〇月〇日一部改正 本部役員を削除

尾張旭市議会地震等災害発生時の行動マニュアル

《議会本部の構成》



《台風等風水害時の対応》

台風等の風水害により、尾張旭市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置された場合、議員は次のとおり対応する。

- 1 事務局長は、市対策本部が設置された旨を本部長（議長）、副本部長（副議長）に連絡する。
- 2 本部長及び副本部長の協議により、尾張旭市議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）を設置する。
- 3 議会本部が設置された場合は、議会本部の指示に基づき対応する。
- 4 事務局長は、本部長の指示により、次の表に定める参集基準に応じ、表の右欄に掲げる者に連絡する。

参集基準	参集範囲
市対策本部が第2非常配備<警戒体制>としたとき	本部長、副本部長、 本部役員 は、議会事務局に参集する。
市対策本部が第3非常配備としたとき	本部長、副本部長、 本部役員 及び本部員は、議会事務局に参集する。（全議員参集）

- 5 市対策本部から提供された災害情報等は、事務局長から本部長、副本部長に報告のうえ、随時、本部員（議員）に情報提供を行う。
- 6 本部員が地域で収集した情報は、議会本部に報告する。
- 7 報告された情報は、議会本部が整理し、必要に応じて市対策本部に提供する。

《大規模地震発生時の対応》

1 初動時の参集基準

本部員は、自宅付近の被害状況及びテレビ・ラジオ等の情報により判断し、「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」及び次の基準に基づき行動する。なお、議会本部が設置された場合は、議会本部の指示に基づき行動する。

参集基準	参集範囲	参集方法
市対策本部が第2非常配備<警戒体制>としたとき	本部長、副本部長、 本部役員 は、議会事務局に参集する。	呼出 参集
市対策本部が第3非常配備としたとき	本部長、副本部長、 本部役員 及び本部員は、議会事務局に参集する。（全議員参集）	呼出 参集
震度5弱以上		自動 参集

2 参集及び活動時の留意事項

(1) 服装、携行品

防災服を着用し、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、メモ帳等必要な用具等をできる限り携行する。

また、個人用として、食料、飲料水等を携行する。

(2) 交通手段

原則として徒歩、自転車等による。

(3) 緊急措置

火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇した時は、人命救助等適切な措置をとる。

(4) 被害状況等の収集

本部員は、被害状況や災害状況の情報収集を行う。

災害発生時の市議会と災害対策本部との係わりについて 平成 28 年 6 月災害対策室作成**■従前の考え方**

各種の防災研修などから、災害対応の事務を行う場合の重要事項として、「本部長（市長）が災害時の優先順位（トリアージ）などの最終判断をする際に、外部からの声（マスコミの意見や議員から政治的な意見）などがあると判断がにぶるため、外部からの介入を避ける必要がある。」と言われてい

ます。
災害対策本部が設置され、最終決定をする場となる「災害対策本部員会議」（以下「本部員会議」という。）には議会事務局長が参加し、議員の皆様

■現在の考え方

災害対策本部内で部長級の幹部で構成される「本部員会議」では、災害復旧に向けて最終判断（トリアージ）をする場となり、本部長が最終決定をする場であり

ます。この判断には地元の利害等を伴う事案が考えられます。
議員の皆様方が、その「本部員会議」を「傍聴」という立場で出席されることであれば、何も問題ないと判断しております。

市内全域の災害状況を把握し、トリアージを行い、最終決定までには紆余曲折が考えられますが、いかに早く方針を決めることが重要になります。

本部員会議の場で、市議会として意見を述べることは混乱を招き、最終方針を決定の遅延につながるおそれがあることを市議会議員の皆様には承知しておいていただきたく思います。

なお、「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」第 4 条に規定する議会本部の任務の中での災害対策本部からの災害情報を入手していただくこと。また本部に対し収集した情報を提供することなどについては、災害対策本部と連携をとっていただき本部運営に協力いただきたく思います。

2016年6月23日
つなぐ会派・花井

28年度あり方検討委員会の検討事項について

日程ありきの視察のあり方について

視察先の決め方について

これまで(10年の経験)、学びたい候補地が何件か挙がり、そのいずれもが、先方の都合などによって調整がつかない場合、候補に挙がっていなかった所へ行くことがあった。

市民の皆様の大切な税金で行かせて頂いている視察なので、市民の皆様が納得できる視察先を選定すべきである。

提案として

- 時期をずらし、学びたい所へ待ってでも行くべきではないか？
- 事前に、学びたい候補地と、何を学びに行くのかを明確にする。
- 宿泊を前提にしない→近隣で候補地を探さない。

2ヶ所いく場合、2グループに分かれて、場所によっては日帰りで行ってもいいのではないか。

視察後、報告会等を開き、視察の内容を2グループで報告し合うなどして情報を共有する。

→議員は個人業なので、自分の目で確かめないといけないという意見があった。

<まとめ>

視察に行けば、何らかの成果はあると思いますが、始めに候補地でなかった所へ視察に行くことは、本来の趣旨でなくなるので、やめた方が良いでしょう。

学びたい候補地を待つべきで、年度を越した場合は、委員会で引き継いでいく。(4年任期内)

日程ありきの視察のあり方の検討を議題としたいです。

議会のあり方検討会スケジュール (案)

第1回	6月24日(金) 10:30~	・今年度の検討事項を提示 (1) 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について (2) 議会基本条例策定に向けての検討について			
	検討事項	(1) 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について	(2) 議会基本条例策定に向けての検討について	政策提言の充実について ・意見交換会 ・政策討論会 ・参考人・公聴会の活用 ※検討事項「議会基本条例策定に向けての検討について」から切り離して検討する	(3) 各会派からの提案議題
第2回	8月4日(木) 9:30~	各会派の意見確認	各会派の意見確認	議題の確認	各会派意見確認
第3回	9月	まとめ		各会派意見確認	未定
第4回	10月中旬			各会派の意見確認 ルール整備	〃
第5回	11月中旬			〃	〃
第6回	1月			まとめ	〃
第7回	3月	平成28年度 検討結果の総まとめ			
	備考	検討結果がまとまり次第、検討結果報告書を議長へ提出する			